

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 76 その他の包括利益の組替調整額について

今回は包括利益の表示のうち、その他の包括利益の組替調整額について解説します。

1. その他の包括利益の組替調整額

「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいいます。（包括利益の表示に関する会計基準（以下、「基準」とします。）4項）

そして、包括利益は、当期純利益に「その他の包括利益」（包括利益のうち当期純利益に含まれない部分（基準5項））の内訳項目を加減して表示されます（基準6項）。

ここで、当期純利益を構成する項目のうち、当期又は過去の期間に一度「その他の包括利益」として認識した部分については、当期にあらためて当期純利益に含められた形で包括利益として二重に計上されるため、当該二重計上を避けるための調整が必要です。

当該調整を行った額を「組替調整額」といい、「その他の包括利益」の内訳項目ごとに注記が求められます（基準9項）。

その他の包括利益の内訳項目ごとに組替調整額と考えられる部分は下記のとおりです。

ア、その他有価証券評価差額金・・・当期に計上された売却損益及び減損損失等（基準31項（1））

イ、繰延ヘッジ損益・・・・・・・・・・・・・・・・ヘッジ対象に係る損益が認識されたことなどに伴って当期純利益に含められた金額（基準31項（2））

ウ、為替換算調整勘定・・・・・・・・・・・・・・・・子会社に対する持分の減少に伴って取り崩され

て当期純利益に含められた金額（基準 31 項（3））

エ、退職給付に係る調整額・・・・・・・・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された金額（基準 31 項（4）、退職給付に関する会計基準 15 項）

2. 「組替調整額」の注記例

その他の包括利益の内訳項目のうち、その他有価証券評価差額金を例に、設例形式で「組替調整額」の注記例を示します。

【設例】時価のあるその他有価証券の売却（税効果は考慮しないものとします。）

<前期>

- ・期中に株式 100 を取得、期末時価は 150
- ・期末に評価差額 50 を認識（「その他の包括利益」として認識）

<当期>

- ・期首に 150 で売却、売却益 50（「当期純利益」に含められる。）
- ⇒当期純利益に含められた売却益（50）は、前期（過去の期間）にその他の包括利益として認識されていたため「組替調整額」として調整が必要となります。

（注記例）

その他有価証券評価差額金

当期発生額	—
組替調整額	△50
その他の包括利益合計	△50